

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、法、施行規則及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。）に基づいて使用する用語の例による。

- (1) 要支援者とは、法第 9 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 号被保険者のうち同法第 32 条の規定により要支援認定を受けた者をいう。
- (2) 事業対象者とは、施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する被保険者をいう。
- (3) 一般高齢者とは、65 歳以上の全ての高齢者をいう。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、五ヶ瀬町とする。

(事業構成及び内容)

第 4 条 総合事業の事業構成及び事業内容は別表第 1 に定めるとおりとする。

(対象者)

第 5 条 総合事業の対象者は、町内に住所を有する者で、別表第 1 に定めるものとする。

(利用料)

第 6 条 総合事業の利用者は、法第 115 条の 45 第 5 項に基づき、別表第 2 に定める利用料を負担するものとする。

- 2 法第 59 条の 2 に規定する政令で定める額以上である要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）に係る利用料について別表第 2 の規定を適用する場合においては、別表第 2 中「100 分の 10」とあるのは、「100 分の 20」とする。
- 3 総合事業を利用する際に実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。
- 4 第 1 項の利用料については、総合事業の各サービスを提供する者が徴収する。

(区分支給限度基準額)

第 7 条 区分支給限度基準額については、別表第 3 のとおりとする。ただし、事業対象者について、町長が特に必要と認めるときは、要支援 2 の限度額を上限とすることができるものとする。

(高額介護サービス費相当事業)

第 8 条 総合事業によるサービス利用に係る利用料が、著しく高額であるときは、当該要支援者等に対し、法第 61 条に規定する高額介護予防サービス費及び法第 61 条の 2 に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）に相当する費用を算定することとし、その算定方法は高額介護サービス費等の例によるものとする。

(第1号事業の利用の手続)

第9条 要支援者等が総合事業を利用しようとするとき(介護予防サービスを併せて利用するときを含む。)は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書別表第4(様式第1号)により、町長に届け出なければならない。

2 第1項の届出は、要支援者等に代わって第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターが行うことができる。

(利用者の遵守事項)

第10条 総合事業の利用者(以下「利用者」という。)は、総合事業の利用による健康被害を防止するために定期的に健康診断を受診するほか、自己の健康管理に努めなければならない。

2 利用者は、総合事業の利用に当たり、健康状態に変化があったときは、速やかに町長又は地域包括支援センターに報告しなければならない。

(守秘義務)

第11条 総合事業を実施する者又は実施していた者は、利用者の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第4条、第5条関係)

事業構成		対象者	事業内容	
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス(第1号訪問事業)	現行訪問介護相当	要支援者及び事業対象者	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法(以下「旧法」という。)の介護予防訪問介護に相当するサービスを実施する。
	通所型サービス(第1号通所事業)	現行通所介護相当	要支援者及び事業対象者	旧法の介護予防通所介護に相当するサービスを実施する。
	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント事業	要支援者(介護予防支援を受けている者を除く。)及び事業対象者	対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
一般介護予防事業	介護予防把握事業		一般高齢者	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげる。

	介護予防普及啓発事業	一般高齢者	運動教室、栄養教室、認知症予防、閉じこもり予防等介護予防に資する介護予防教室や講演会等を行う。
	地域介護予防活動支援事業	一般高齢者	各地域サロンを推進するリーダーとしてふれあい指導員や、各地域での介護予防事業を推進するためのボランティアの育成を行う。
	一般介護予防事業評価事業	一般高齢者	一般介護予防事業の実施方法等の改善を図るために、その達成状況等の検証により評価・改善を行う。
	地域リハビリテーション活動支援事業	一般高齢者	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所介護事業所、訪問介護事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、その他の住民集い等へのリハビリテーション専門職等による技術支援や助言等を行う事業を実施する。

別表第2（第6条関係）

事業構成			利用料
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス (第1号訪問事業)	現行訪問介護相当	10円に町長がサービスの種類に応じて定める単位数を乗じて得た額の100分の10に相当する額
	通所型サービス (第1号通所事業)	現行通所介護相当	10円に町長がサービスの種類に応じて定める単位数を乗じて得た額の100分の10に相当する額

別表第3（第7条関係）

利用者		区分支給限度基準額
要支援者	要支援1	1月につき 5,003 単位 (50,030 円)
	要支援2	1月につき 10,473 単位 (104,730 円)
事業対象者		1月につき 5,003 単位 (50,030 円)

別表第4 (第1号様式) (第9条関係)

様式3

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

		区 分											
		新規・変更											
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号											
フリガナ													
		個 人 番 号											
		生 年 月 日	性 別										
		年 月 日	男 ・ 女										
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター													
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	〒										
		電話番号 ()											
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。													
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	〒										
		電話番号 ()											
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等													
※変更する場合のみ記入してください。													
変更年月日 (年 月 日付)													
五ヶ瀬町長 様 上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。													
年 月 日													
被保険者	住 所 氏 名	電話番号 ()											
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所(地域包括支援センター)番号												
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>													

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに五ヶ瀬町へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所(地域包括支援センター)又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず五ヶ瀬町へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。